

南部町電気事業経営戦略

団 体 名 : 南部町

事 業 名 : 南部町太陽光発電事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月 (2021年 3月)

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 令和 15 年度
(2017年) (2033年)

1. 事業概要

(1)事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	1人	最 大 出 力 * 1	1,500kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	1,543,000kwh
	風力発電 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	40/40.75円(税抜き)
	太陽光発電 1箇所	FIT 適 用 販 売 施 設 数	1箇所
	ごみ発電 箇所	平 均 施 設 稼 働 年 数 * 1	20年

*1「最大出力」、は保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。
「有形固定資産減価償却率」は、法非適用の事業にあつては、老朽化の状況を表す指標を記載。

(2)現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	H29	77,023千円	H30	73,201千円	R1	73,739千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H26	100%	H27	100%	H28	100%
純 損 益 ※過去3年度分を記載	H26	0千円	H27	0千円	H28	0千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	H26	0%	H27	0%	H28	0%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

平成26年4月23日売電開始。売電収入を起債償還等に充てているが、FITにより確実に収益が見込まれる。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 料金収入の予測

◆発電した電力を、再生可能エネルギー固定買取制度により、20年間、全量を売電する。売電は、基本的には中国電力(株)40円/kWhであるが、一部安定した電力については、オリックス(株)に40円+0.75円/kWhで令和2年度まで売却していた。令和3年度以降は中電のみの売電である。
◆料金収入については、年間の発電量を計画値の10%ダウン(気象変動分)とし、なおかつ、11年目以降、太陽光パネルの出力劣化を加味し、20%ダウンとした計画を立てる事により無理のない収支計画を図る事にしている。

(2) 老朽化対策の見通し

◆5年毎の節目において大規模な点検を計画して、維持管理に努める。毎年1回以上の定期的な保守点検と、日常的な目視点検を組み合わせ長寿命化に努める。
◆再生可能エネルギー買取制度終了後については、単純な売電ではなくエネルギーの地産地消の取組に重点を置き、事業を継続していけるよう検討していく必要がある。2050年CO2排出実質ゼロを目指し、太陽光発電施設の継続運転のために多面的な検討を行っていく。

3. 経営の基本方針

◆地球温暖化対策への取り組みとして太陽光発電設備導入を促進するとともに、町有地の有効活用を図るために南部町が発電事業者として太陽光発電事業を実施、環境負荷の小さい地域をつくりあげる。
また、ゼロカーボンシティの宣言を行い、電気の地産地消を柱に2050年CO2排出実質ゼロの象徴施設として安定経営に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

◆現在のところ、固定的な資本の形成に向けられる新たな事業は予定していない。建設時には工事費、連携工事負担金、公募債金融機関委託料に投資してきた。

②収支計画のうち財源についての説明

◆営業収益は売電収入のみである。

◆料金収入については、年間の発電量を計画値の10%ダウン(気象変動分)とし、なおかつ、11年目以降、太陽光パネルの出力劣化を加味し、20%ダウンとした計画を立てる事により無理のない収支計画を図る事にしている。

◆売電による収益は地方債等の償還に充て、一部を再生可能エネルギー補助金事業に繰り出すとともに、残りは基金に積み立てている。

◆既存施設の維持管理及び、改修に係る新たな地方債の発行は考えていない。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◆一般管理費として、通信運搬費、所内光熱水費、メンテナンス等委託および点検保守、電気主任技術者賃金、警備委託料、保険料、起債償還元金及び利子などに充てている。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

- ◆町が行う環境対策に係る事業について一般会計に繰出している。
主な物は家庭用再生エネルギー再生エネルギー補助、集落防犯灯のLED化補助などである。
- ◆平成28年度には、新電力会社設立のため、本会計より400万円を支出し、会社設立に参画した。

5. 公営企業として実施する必要性

- ◆再生可能エネルギーの推進やエネルギーの地産地消など、2050カーボンニュートラルの実現に向けて町が先頭に立って取り組む必要がある。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	■実態と乖離の無い様に、収支状況や施設更新を的確に行い、必要に応じて見直し、更新を行う。 ■経営状況などは、議会などへ報告し、町ホームページにも公表していく。
---------------------	--